

# 介護保険負担限度額認定制度

## ■利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	所得要件		資産要件	負担限度額（日額）			
				部屋代		食費	
第1段階	・世帯全員及び配偶者が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方  ・生活保護等を受給されている方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室	0円	300円	
				従来型個室	(特養等)		320円
					(老健・療養等)		490円
				ユニット型個室的多床室	490円		
ユニット型個室	820円						
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室	370円	特養等	
				従来型個室	(特養等)	420円	390円
					(老健・療養等)	490円	短期入所
				ユニット型個室的多床室	490円	600円	
ユニット型個室	820円						
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室	370円	特養等	
				従来型個室	(特養等)	820円	650円
					(老健・療養等)	1,310円	短期入所
				ユニット型個室的多床室	1,310円	1,000円	
ユニット型個室	1,310円						
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室	370円	特養等	
				従来型個室	(特養等)	820円	1,360円
					(老健・療養等)	1,310円	短期入所
				ユニット型個室的多床室	1,310円	1,300円	
ユニット型個室	1,310円						
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし			

## ■資産要件の対象となる資産の例

<資産項目>	<審査>	<提出物>
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2か月以内の明細）
有価証券（株式・国債・地方債等）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額が困難なもの）	対象外	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	対象外	—